

○議長（小林哲雄）

日程第 7 議案第 4 号 開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、同法に規定する災害派遣手当を支給するため、開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、議案を朗読させていただきます。

議案第 4 号 開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 6 年 3 月 4 日提出、開成町長、府川裕一。

では、1 枚おめくりください。

開成町条例第 号。

開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例。

開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前の部分ですけれども、右の表になります。中段の「及び」の部分で改正後、左の「手当」の後のところで「、」に改正いたします。改正前の表の下段、下線の部分に「及び大規模災害からの復興に関する法律（平成 2 5 年法律第 5 5 号）第 5 6 条第 1 項の規定による派遣職員に支給する災害派遣手当」を加えるものでございます。

この一部改正は、大規模災害からの復興に関する法律が平成 2 5 年 6 月 2 1 日に公布、施行されたことに伴い、復興計画の作成等のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより災害派遣手当を支給するため、開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

2 番、高橋久志議員。

○2 番（高橋久志）

この件についても確認させていただきたいのですが、今、説明がありましたように、平成25年6月21日に公布、施行された法律です。去年の話で、大分たっているわけですが、今回の附則では公布の日から施行すると。ただし書きとか、そういったもの、条例ではよく見かけることが多いわけですが、その辺のことについて説明をお願いします。

○議長（小林哲雄）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

ご指摘の6月21日に公布、施行されたのに今になっているという問題があるのかと思うのですが、これは正直、時期を逸してしまっただけで今になったというのが正直なところでございます。

公布の日から施行するという点については、特に、これで問題ないという判断のもとに公布の日から施行するというだけにしております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

2 番、高橋久志議員。

○2 番（高橋久志）

今の答弁は、今後の条例制定のあり方として、やはり問題を残す課題ではないのかなと私は感じました。だから、国の法律が変わったことに伴って、できるだけ早く庁内で精査をして、これにあわせた条例をつくっていくという方向を、今後、きちんと考えていかなければいけないのではないかと思います。

それから、この間、開成町においては、これに該当する状況がないから、今回、公布の日からというのは理解しているのですが、その辺は、わからないわけではないけれども、やはり検討する余地があると思っておりますけれども、今後、私の今、質問している中身で、どのように受けとめているか、お聞かせください。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

私からお答えさせていただきたいと思います。

今、高橋議員のご質問は、本法が昨年6月に施行されて、その間、期間があるわけですが、たまたま実際の事例がなかったものですから、この公布の日からという附則になっていきますけれども、議員がおっしゃられるのは、本来は条例公布の日以前、法律が施行されてから条例公布の日の間にあったものについては、ただし書きによって、この条例によらず支給することができるというようなことを書くのも当然あるかと思います。その部分については全く議員のおっしゃられるとおりでございまして、たまたま今回、そういう事例がなかったという形の中で、結果オーライみ

たいな話でして公布の日からとしていますけれども、そもそも、そういう事例があれば、議員がおっしゃられるとおり、適用させるというのが本筋だと思いますので、そういう形でやっていきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

ほかに、ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決をいたします。

議案第４号 開成町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって可決いたしました。